

与論町測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、与論町が発注する建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「測量・建設コンサルタント等業務」という。）の委託契約に係る競争入札に関し、与論町契約規則（昭和51年10月26日規則第12号）第12条第1項に規定する最低制限価格を設けるとときに必要な算定方法を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象となる業務は、予定価格50万円を超える測量・建設コンサルタント等業務で、次に定める業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に10分の7を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。

(公表等)

第4条 最低制限価格は、事後公表とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。